

現場説明書（技術的事項）

工事名称 福山市桜丘交流館奈良津コミュニティセンター 2 階便所改修工事

1 現場の状況

工事場所は、福山市奈良津町一丁目 9 番 15 号に位置しています。
本施設は工事期間中も通常通り業務を行っており、職員及び市民の利用があります。

2 別途工事

給排水衛生設備工事

3 留意事項

【共通事項】

- (1) 工事に当たっては、交通渋滞、騒音、粉塵、振動、汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮してください。
- (2) 工事期間中は工事の安全はもとより、周辺地域及び第三者に対して細心の安全対策を講じてください。
- (3) 工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ってください。
- (4) 工事期間中は、事前に監督員及び施設管理者と協議し、施設の営業に支障のないよう適切に工事を実施してください。
- (5) 敷地内を走行する際は周囲の安全確認を行い、徐行運転を行うなど、安全に配慮してください。
- (6) 工事場所外においても、駐車違反、速度制限、積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期してください。
- (7) 工事に係る留意事項は、協力業者、資材納入業者等にも指導を徹底してください。
- (8) 工事現場内の資機材の保管等については、受注者において十分な管理を行い、各工種・工程における廃材・ごみ等についても、受注者の責任において遅滞なく処理してください。
- (9) 実施工程表は、契約後 14 日以内に提出し承諾を受けてください。また、施工関係書についても速やかに提出し、承諾を受けてください。
- (10) 工事により周囲の建物や工作物に損傷等が生じた場合は、監督員及び施設管理者に報告するとともに、受注者の責任で速やかに復旧してください。
- (11) はつり工事等施設使用に影響を及ぼす作業については、十分な騒音・粉塵対策を講じてください。
- (12) 特定建設資材は再資源化に努め、産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理してください。
- (13) 受注者は、地元企業、地場製品の活用に努めてください。

【特記事項】

- (1) 現場着手日及び工事関係車両の駐車場の計画は、あらかじめ施設管理者と協議の上、決定してください。

福山市桜丘交流館奈良津コミュニティセンター 2 階便所改修工事

図 面 リ ス ト	
図面番号	図 名
1	図面リスト
2	特記仕様書・附近見取図・配置図
3	平面図・平面詳細図・建具表・天井伏図
	・スロープ 詳細図・手摺取付図

福山市建設局建築部営繕課				発注 2025年 8月	
主務	課員	次長	課長補佐	営繕課長	建築部長

		福山市建設局建築部営繕課	工事名称 福山市桜丘交流館奈良津コミュニティセンター 2 階便所改修工事	図面No
		設計	図面名称 図面 リ ス ト	1 / 3
		2025年 8月		

福山市桜丘交流館奈良津コミュニティセンター２階便所改修工事特記仕様書

1. 工事名称 福山市桜丘交流館奈良津コミュニティセンター２階便所改修工事
2. 工事場所 福山市奈良津町一丁目9番15号
3. 建物概要 R C造一部S造 2階建 延べ面積958.935㎡
4. 工事概要 ・便所改修工事 一式
※本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。
5. 別途工事 ・給排水衛生設備工事

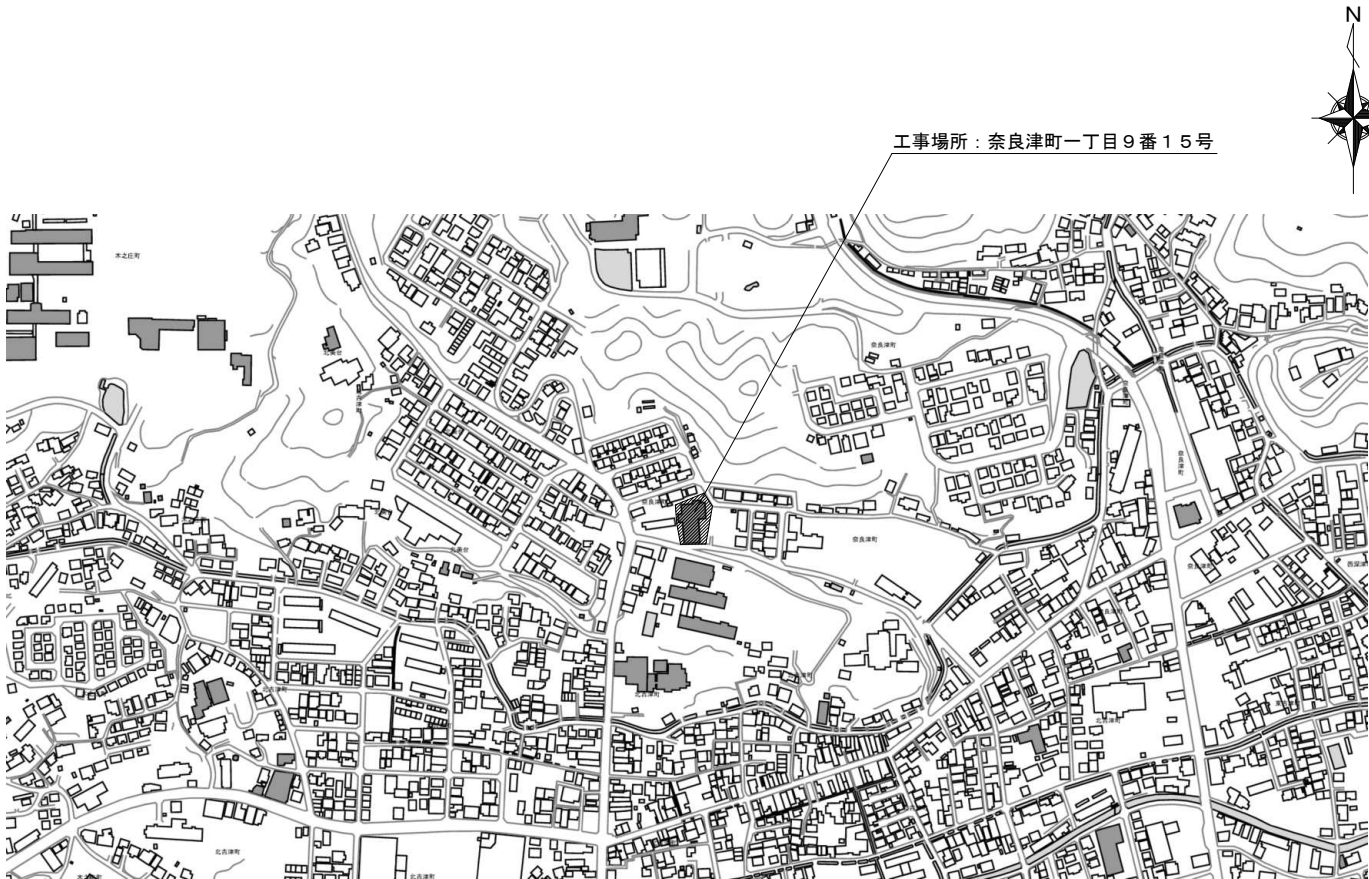
6. 工事仕様
- 1) 共通仕様
- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版による。
- a. 官庁手続き
- ・受注者は、関係官公署への必要な手続きを代行する。（官公署手続きは、監督員の承諾後とする。）
- b. 地元企業及び地場製品の活用
- ・受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用に努める。
- c. 疑義に対する協議等
- ・設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は監督員と協議する。
- d. 工期の設定
- ・本工事の工期は、工事検査期間としての14日を含んでいる。
- e. 工程表の提出
- ・契約締結後14日以内に実施工程表を提出する。

- 2) 特記仕様
- a. 適用基準等
- ・建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（令和4年版）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修
- ・建築工事安全施工技術指針 建設大臣官房官庁営繕部監督課長通達
- ・建築改修標準仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）
- ・建築基準法、消防法、その他関係法令
- b. 主任技術者
- ・受注者は、主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。
- c. 建築材料等
- ・建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等のものとする。ただし、同等とする場合は、監督員の承諾を受ける。また（社）公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出する。
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
- ・材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。
- ・本工事の施工に当たり、東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には、第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。
- d. 特別な材料の工法
- ・建築標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
- e. 発生材の処理
- ・本工事により生じた廃棄物はすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理する。
- ・建設副産物情報交換システム（COBRIS）（財）日本建設情報総合センター
本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの登録を行なうものとする。また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬入（搬出）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

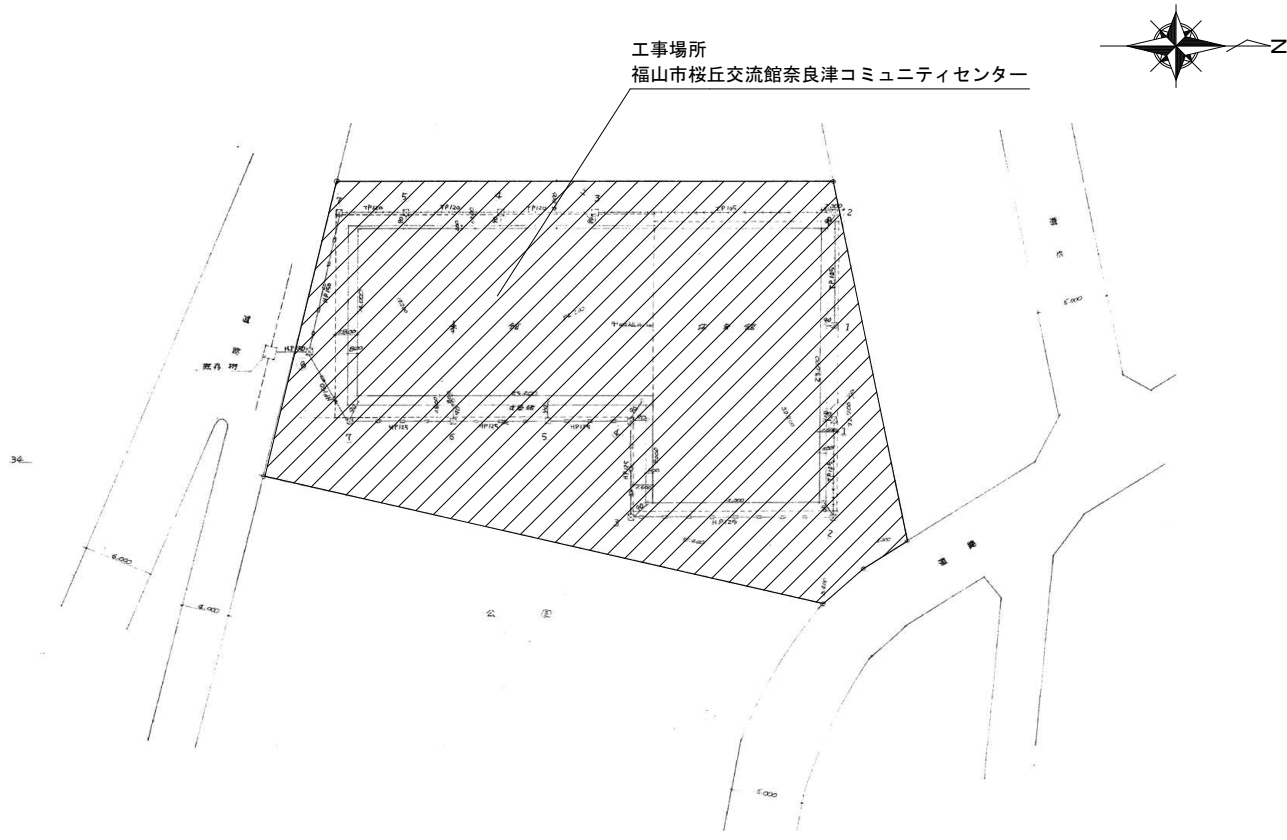
	施 工 計 画 時	工 事 完 了 時
搬 入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書
搬 出	再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進実施書

- f. 工事及び完成写真
- ・本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処理場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税される。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を含んでいる。
- ・工事着手前 工事中及び完了時に撮影した写真、その他本工事が適正に施工されたことが確認できる写真をA4版に整理し1部提出する。
- g. 別契約の関連工事との調整等
- ・別契約の関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者ととも円滑な施工に努める。
- h. 施工管理
- ・受注者は施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。 ※施工体制台帳（建設業法等に従って作成し、写しを提出する。）
- ・技術者台帳（施工体制台帳に添付） 監理技術者・主任技術者（下請を含む）及び専門技術者の写真、名前、生年月日、所属会社名を記載する。
※施工体系図（建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。）
- i. 施工条件
- ・作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。
- ・日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

- 3) 仮設工事
- a. 工事用水及び電力
- ・工事用水 利用できない。 ・工事用電力 利用できない。
- b. 安全対策
- ・施工に際しては、関係法令を遵守し工事現場内の安全を図ると共に、監督員と連絡協議を密に行い、第三者の安全に十分な注意を払い、その対策を講ずる。車両の出入・材料の搬入、搬出時は特に注意する。
- c. その他
- ・工事車両の駐車スペースについては、施設管理者と協議する。
- ・工事中は養生を十分行い、既存施設や工事目的物の施工済み部分等について汚損又は損傷しないように注意する。なお、損壊した場合は、受注者の責任において復元する。

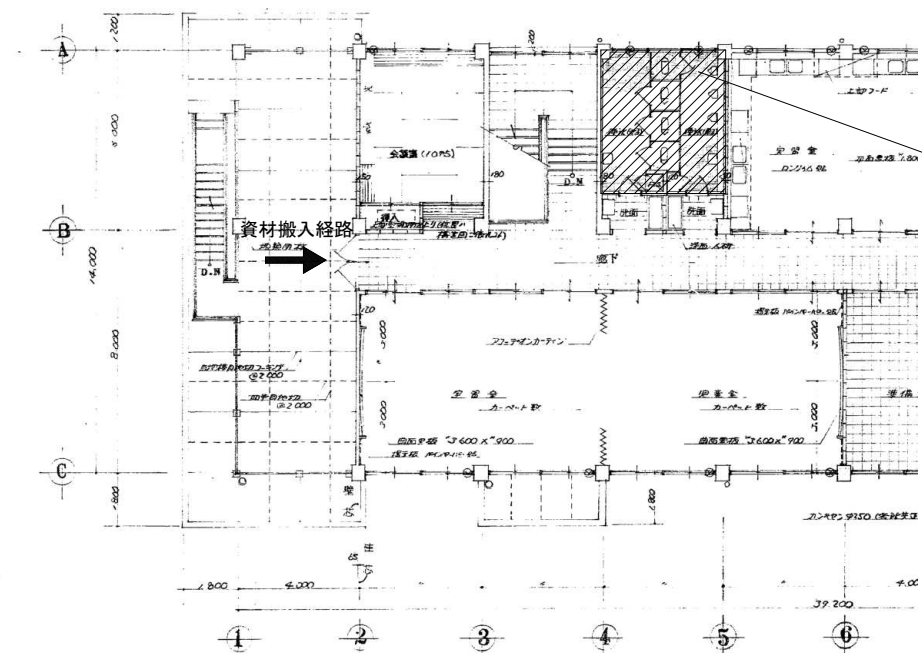


附近見取図 No Scale

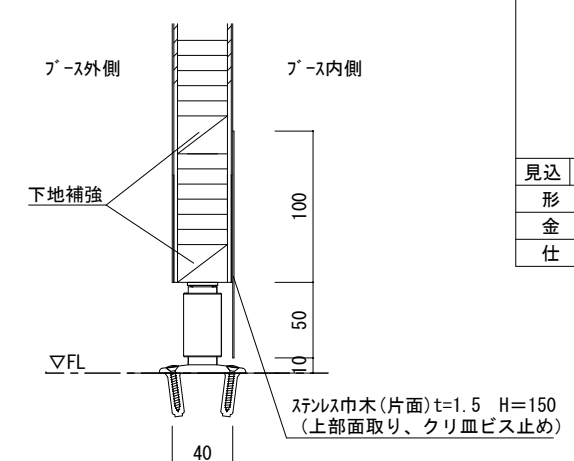


配置図 No Scale

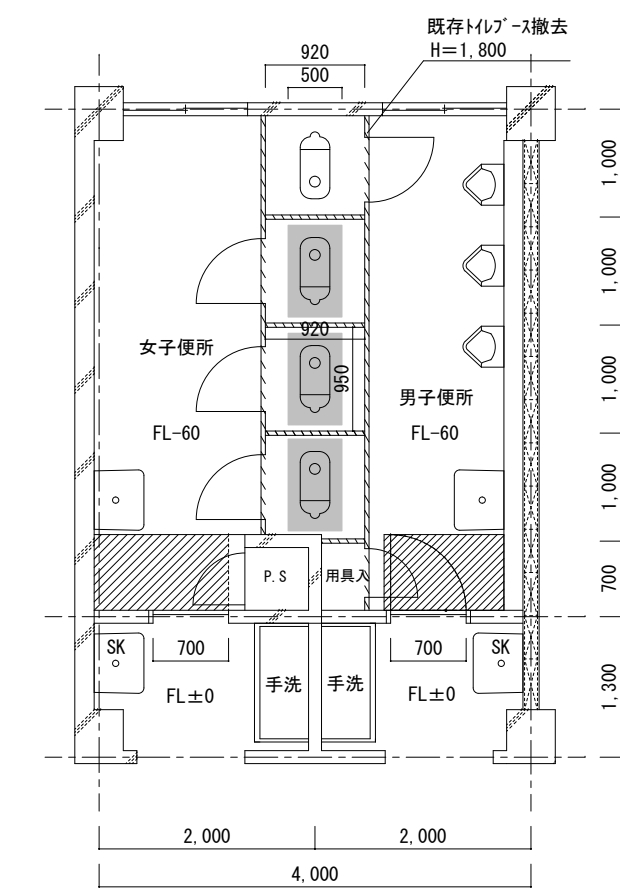
	福山市建設局建築部営繕課	2025年 8月		工事名称 福山市桜丘交流館奈良津コミュニティセンター２階便所改修工事	図面No
				図面名称 特記仕様書・附近見取図・配置図	2
				縮尺 No Scale	3



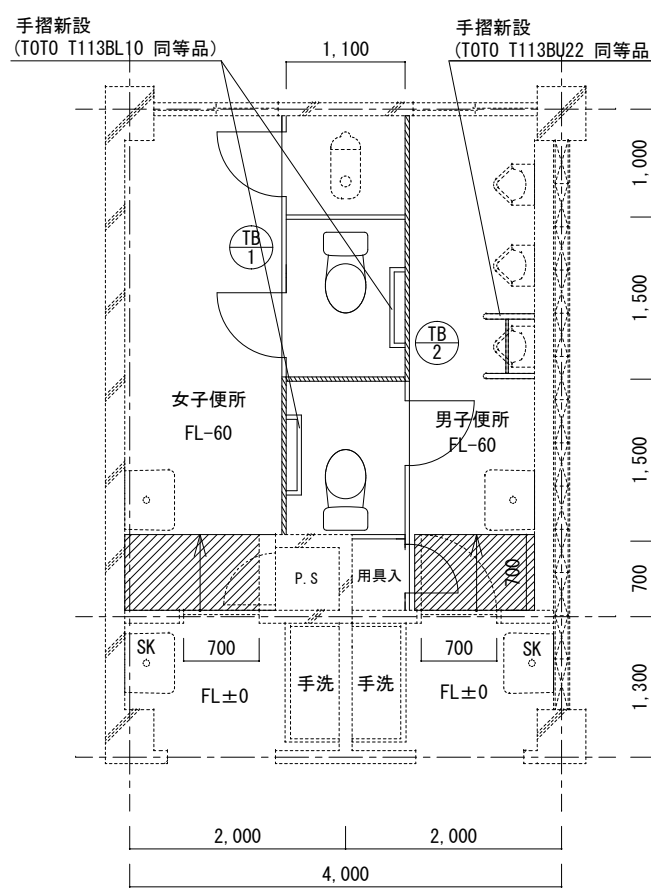
2階平面図 S=1/250



トイレ巾木詳細図 S=1/5



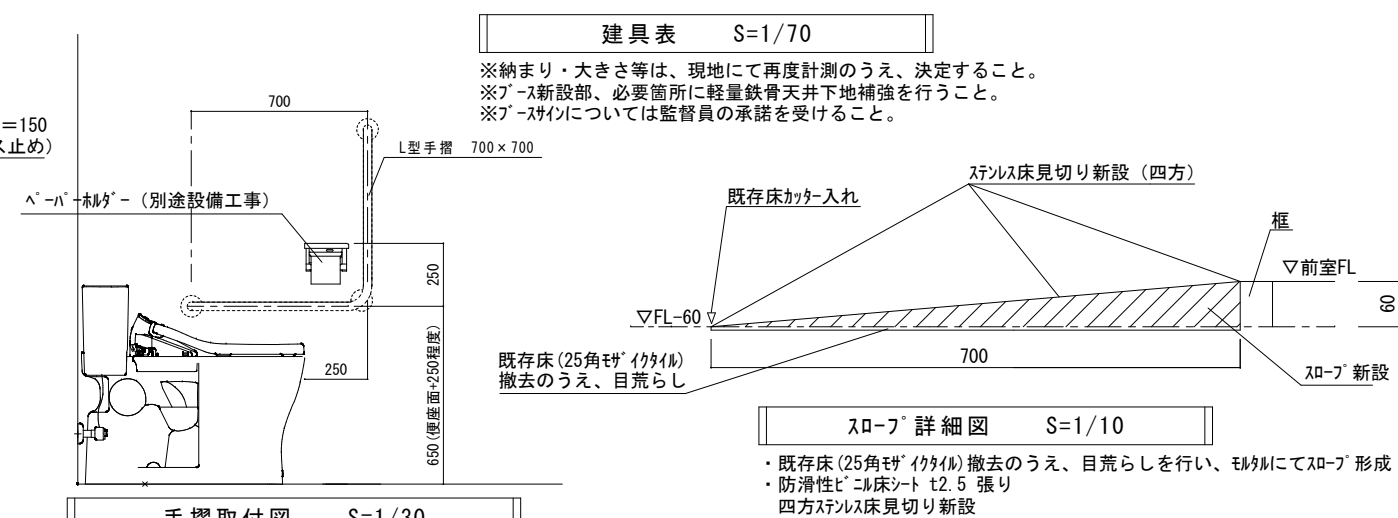
改修前平面詳細図 S=1/70



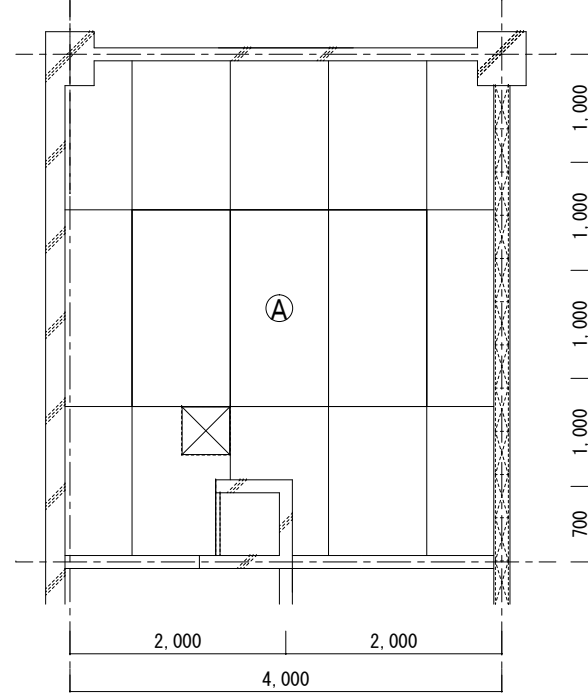
改修後平面詳細図 S=1/70

- 部は既存トイレを全て撤去
撤去部は補修を行うこと（壁：100角タイル 床：25角タイル（既存と同型同色））
- 部撤去（別途設備工事）
撤去部は補修を行うこと（床：25角タイル（既存と同型同色））
- 部は床カッター入れ、既存床（25角タイル）撤去のうえ、目荒らし
- 部のトイレは、天井まで設けること（H=2,400）
また、ステンレス巾木取付（片面（トイレ内側）、床面から10mmまで）
- トイレにはトイレサインを貼付けること
- 部は、スロー新設

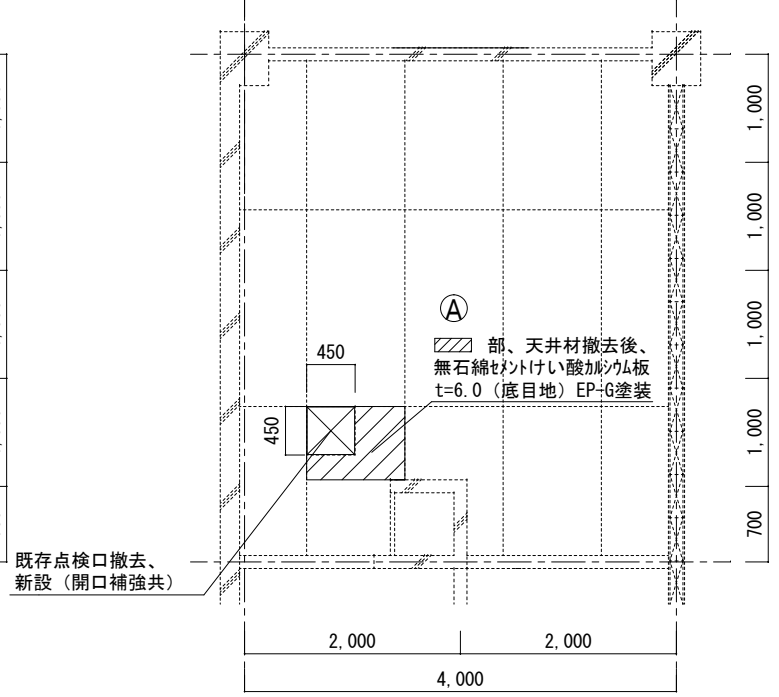
記 号	T B - 1		T B - 2	
	2階 女子便所	既設設備配管有（φ75）	2階 男子便所	既設設備配管有（φ75）
形 状	7mm壁木		7mm壁木	
	1.100		1.100	
見 込	数量	40	1箇所	2階 女子便所、男子便所
	形 式	トイレ（アルミアルエッジ） 芯材：ベニヤ板		
仕 上	金 物	グラブティン、スライドラッチ錠、戸当り帽子掛け、ステン製脚金物、ステン巾木（一部）、標準金物一式、トイレサイン（4箇所）		
	仕 上	マニ化粧板 ※トイレ下地補強を含む		



手摺取付図 S=1/30



改修前天井伏図 S=1/70



改修後天井伏図 S=1/70

＜ 凡 例 ＞	
記号	仕 上
①	石綿セメント板 t=6.8の上EP塗装（910×1820）（底目地）
②	7mm天井点検口 450×450

参考数量書

§ 工事名称 福山市桜丘交流館奈良津コミュニティセンター 2 階便所改修工事

§ 工事場所 福山市奈良津町一丁目9番15号

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

設 計 書

工事名称 福山市桜丘交流館奈良津コミュニティセンター 2 階便所改修工事
工事場所 福山市奈良津町一丁目 9 番 1 5 号

- 【工事概要】
- ・ 便所洋式化改修工事 一式
- 【別途工事】
- ・ 給排水衛生設備工事

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

[illegible]

便所改修		便所改修				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
【点検口改修】						
壁（入口）隔離養生	一重張り 隔離シート厚 0.08mm 材工共	3.3	m ²			
天井石綿ボード撤去	一重張り アスベスト含有 集積共 0.6m ² 程度	1	式			
天井点検口撤去	集積共	1	か所			
除去石綿処理	密封処理（二重梱包）	0.1	m ³			
軽量鉄骨天井開口部補強	19形(屋内) 450×450mm程度 ボルト等切込み共	1	か所			
天井点検口	一般タイプ アルミ製 内外枠共額縁 450角	1	か所			
天井 けい酸加シム板張り	タイプ 2(ノアス)0.8FK 厚 6 目透かし	0.6	m ²			
E P - G 塗り	けい酸加シム板面 工程B種(見上) 素地B種	0.6	m ²			
【TB・エット改修】						
トイレース撤去		21	m ²			
トイレース新設	TB-1 TB-2 運搬費込み 材工共 下地補強共 片面ステンレス(t=1.5) キックプレート取付共	1	式			
手すり設置	TOTO T112CL10同等品 材工共	2	か所			
小便器用手摺取付	TOTO T113BU22同等品	1	か所			
ビッドサイン	キャティングシート トイレース 4か所	1	式			
【スロー新設】						
既存床タイル撤去	床カッター入れ、目荒らし共	1	式			
スロー形成	材工共	1	式			
防滑性ビッド床シート	複層ビッド床シートFS t=2.5 材工共 1.7m ²	1	式			
床見切り新設	SUS 10mm 材工共	1	式			

[illegible]

